

長野県報

8月8日(月) 令和4年 (2022年) 第328号

_	
	次
\blacksquare	
\mathbf{H}	- ·

規 則 長野県企業局庁舎管理規程(経営推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
告示	
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課)	3
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更(障がい者支	
援課)	4
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退(障がい者支援課)	5
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	6
公共測量の終了 (建設政策課)	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	8
公告	
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	8
特定調達契約に係る一般競争入札 (7件) (情報管理課)	8
特定調達契約に係る一般競争入札(障がい者支援課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
正 誤(税務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24



長野県企業局庁舎管理規程を次のように定めます。 令和4年8月8日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須 藤 俊 一

長野県公営企業管理規程第5号

長野県企業局庁舎管理規程

(趣旨)

第1条 この管理規程は、庁舎(長野県企業局において長野県公営企業の用に供する建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地で公営企業管理者の管理に属するものをいう。以下同じ。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(庁舎管理者)

- 第2条 各庁舎に庁舎管理者を置き、別表の左欄に掲げる庁舎の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てる。
- 2 庁舎管理者は、当該庁舎に関する次に掲げる事項を総括掌理する。
- (1) 秩序の維持に関すること。
- (2) 火災、盗難等の予防に関すること。
- (3) 清掃、整頓その他衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公務の円滑な遂行及び庁舎に来訪する者の安全かつ快適な利用の確保に関すること。
- 3 庁舎管理者に事故があるとき又は庁舎管理者が欠けたときは、あらかじめ当該庁舎管理者が指定する職員がその職務を行う。 (室管理者)
- 第3条 庁舎に所在する各事務室等に室管理者を置き、庁舎管理者が指定する者をもって充てる。

- 2 室管理者は、庁舎管理者の命を受けて、当該事務室等に関する前条第2項各号に掲げる事項を掌理する。
- 3 前条第3項の規定は、室管理者について準用する。

(許可を要する行為)

- 第4条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、庁舎管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売、勧誘、募集、宣伝その他これらに類する行為をすること。
 - (2) ポスター、ビラ、看板、懸垂幕その他これらに類する物を掲示し、配布し、又は散布すること。
 - (3) 火気を使用すること。
 - (4) 施設若しくは設備を設け、又は所定の場所以外に物件を置くこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が定める行為をすること。
- 2 庁舎管理者は、前項の許可に庁舎の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(禁止行為)

- 第5条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 面会を強要し、乱暴な言動をし、又は正当な理由なく庁舎に居座ること。
 - (2) 通行の妨げとなる行為をすること。
 - (3) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
 - (4) 庁舎管理者が指定する場所以外で喫煙すること。
 - (5) 正当な理由がなく爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込むこと。
 - (6) 庁舎、庁舎内の設備等を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
 - (7) 清潔保持を妨げ、又は美観を損なう行為をすること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の秩序を乱し、又は庁舎の適正な管理に支障を及ぼす行為をすること。

(庁舎等への立入り)

第6条 庁舎管理者その他庁舎の管理の事務に従事する者は、庁舎の秩序の維持又は適正な管理のため必要があると認めるときは、庁舎又は事務室等に立ち入ろうとし、又は立ち入った者に対し、立入りの目的を明らかにすることを求めることができる。

(庁舎の出入口の開閉時間)

第7条 庁舎の出入口の開閉時間については、庁舎管理者が定める。

(閉鎖時間内における庁舎への立入り)

第8条 庁舎管理者が別に定める閉鎖時間内に庁舎に立ち入ろうとする者は、庁舎管理者が定めるところにより、氏名等を明らかにしなければならない。

(違反者等に対する措置)

- 第9条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、庁舎若しくは事務室等への立入りを拒否し、第4条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、庁舎若しくは事務室等からの退去若しくは違反に係る物件の撤去を命ずることができる。
 - (1) 第4条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により付された条件に違反した者
 - (2) 第5条の規定に違反した者
 - (3) 前条に規定する閉鎖時間内に庁舎に立ち入ろうとし、又は立ち入った者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 職員等(職員及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項又は第7項の規定により行政財産の貸付け又は使用 許可を受けて庁舎を使用する者をいう。イにおいて同じ。)で、前条の規定により氏名等を明らかにしたもの
 - イ 職員等以外の者で、前条の規定により氏名等を明らかにし、かつ、庁舎に立ち入ることについて職員等の承諾を得ているもの
- 2 室管理者は、前項第1号又は第2号に該当する者に対して、事務室等への立入りを拒否し、又は行為の中止、事務室等からの退去 若しくは違反に係る物件の撤去を命ずることができる。
- 3 庁舎管理者又は室管理者は、前2項の規定による物件の撤去の命令に従わない者があるときは、その者に代わって、当該物件を撤去することができる。

(補則)

第10条 この管理規程に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な事項は、庁舎管理者が定める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に従前の規程等に基づき第4条第1項各号に掲げる行為をすることについて許可を受けている者は、同項の規定により許可を受けた者とみなす。

(別表) (第2条関係)

庁舎の区分	庁舎管理者	
川中島庁舎	川中島水道管理事務所長	
上記以外の現地機関の庁舎	当該現地機関の長	

経営推進課

長野県告示第429号

森泉

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。 令和4年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

氏 名 診断に当たる障害別 診療を行う医療機関の所在地及び名称 肢体不自由 福澤 俊昭 塩尻市宗賀1295 心臟 医療法人社団敬仁会 腎臓 桔梗ヶ原病院 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸肝臓 視覚 佐久市中込3400番地28 鹿児島 海衛 聴覚 長野県厚生農業協同組合連合会 平衡 佐久総合病院 佐久医療センター 音声・言語 肢体不自由 佐久市中込3400番地28 土屋 ひろみ 心臓 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター 佐久市中込3400番地28 長谷川 智也 心臟 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター 宗像 肢体不自由 中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院

大渕 信久 心臟 大町市大字大町3130 市立大町総合病院 音声・言語 塩尻市宗賀1295 克彦

肢体不自由 医療法人社団 敬仁会 桔梗ヶ原病院

佐久市臼田197

視覚 牛山 哲 聴覚

長野県厚生農業協同組合連合会 平衡 佐久総合病院

音声・言語 そしゃく 肢体不自由

音声・言語 上田市鹿教湯温泉1308 秀太郎

長野県厚生農業協同組合連合会

呼吸器 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院

大島 諒士 肢体不自由 上田市鹿教湯温泉1308

長野県厚生農業協同組合連合会

鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院

丸山 周作 心臟 佐久市中込3400番地28

長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター

尾下 雄紀 心臟 佐久市岩村田1862-1 腎臓

佐久市立国保浅間総合病院 呼吸器

小諸市相生町三丁目3番21号 腎臟 井口 紘一朗 長野県厚生農業協同組合連合会

浅間南麓こもろ医療センター

音声・言語 飯田市毛賀1707 尾関 保則 そしゃく

医療法人輝山会 肢体不自由 輝山会記念病院

十屋 朋大 飯田市毛賀1707 ぼうこう又は直腸 医療法人輝山会

輝山会記念病院